

# 特記仕様書

業務名 交野駅北交差点改良設計等業務委託  
履行期間 令和8年9月2日 から 令和9年3月19日 まで

**第1条** 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書(令和8年4月大阪府都市整備部)および土木設計業務等共通仕様書(令和8年4月大阪府都市整備部)」(以下「共通仕様書等」という。)を準用するものとする。

(共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。)

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/sokuryou\\_tyousa/sokuryou\\_tyousa\\_r8-4.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/sokuryou_tyousa/sokuryou_tyousa_r8-4.html)

**第2条** 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

## 測量業務編

### 第106条(業務の実施)

本業務は、交野駅北交差点改良設計等業務委託(別添位置図参照)において、交野駅北交差点改良設計に必要な3次元点群測量を行うものである。

#### 1. 現地測量

地図情報レベル500の数値地形図の作成が可能な精度を有したレーザ取得機器を使用し、現地測量を行うとともに点群データを取得するものとする。現地測量はA=0.01km<sup>2</sup>。

##### (1) レーザ測量

使用する計測機器は、SLAM機能(Simultaneous Localization and Mapping:自己位置推定同時地図作成)を有したウェアラブル式のレーザスキャナや据置型の地上レーザを使用するものとし、ウェアラブル型のレーザスキャナは、下表で示しているものと同等以上の性能を有する機器であることとする。

表 Lidar SLAM 技術を用いた測量機器性能

| 項目        | 性能                                                       |
|-----------|----------------------------------------------------------|
| レーザチャンネル数 | 32ライン×2台                                                 |
| 測定範囲・測定視野 | 水平360° 全方位 垂直40° (+20° ~-20° )<br>2台のセンサーは直交して取り付けしていること |
| 測定距離      | 約300m(SLAM計算範囲50m)                                       |
| 計測精度(相対)  | 5mm                                                      |
| 測定点数      | 約64万点(Dual)/秒×2台                                         |
| レーザクラス    | Class1 Eye Safe                                          |
| カメラ       | 20mega-pixel/4台                                          |
| 連続計測可能時間  | 30分以上                                                    |

(2) 調整点・検証点の設置

点群データに絶対座標の付与および精度を検証するため、調整点を設置するものとする。

なお、高さ情報は近傍の水準点から直接水準測量により求めるものとする。

(3) 解析処理

ウェアラブル型レーザ計測の解析処理は、自己位置推定解析及び点群データの構築を同時に行い、閉合処理等により累積誤差を補正することを標準とする。ただし、始終点を一致させられない場合などは、この限りではない。なお、解析処理には、解析ソフトウェアのパラメータを調整し、点群データを再構築する等の処理を含むものとする。

据置型の地上型レーザを使用した場合は、平面直角座標系以外の座標系で計測した点群データは、標定点等を使用して平面直角座標系へ変換し、オリジナルデータとするものとする。

(4) 数値地形図の作成

① 平面図の作成

取得した点群を基にレベル 500 の地形図を作成するものとする。図化に必要な地物については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。平面図の作成は  $A=0.01\text{km}^2$  とする。

② 中心線測量

中心線は、作成した平面図を基に、詳細は監督職員と協議のうえ、決定し、測量するものとする。

③ 縦横断図作成

取得した点群および中心線を基に縮尺 1/500 の縦断図、縮尺 1/100 の横断図を作成するものとする。

(5) 補備測量

点群データの欠落等で図化判読が困難な箇所は、現地で TS やコンベックス等を使用し補測を行うものとする。

第 109 条(管理技術者)

管理技術者は、下記に定めるいずれかの要件かつ本特記仕様書の第 1107 条を満たすものとする。

1. 空間情報総括管理技術者または空間情報管理技術者
2. 地理空間情報専門技術者(1 級)または地理空間情報専門技術者(2 級)
3. 測量士であって、かつ 3 次元点群測量に係る業務の実績を 2 件以上有する者

第 117 条(土地への立ち入り等)

1. 測量業務を実施する場合、作業班の内一人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
2. 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときはこれを提示するものとする。
3. 身分証明書の内容については請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
4. 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
5. 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
6. 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

第 118 条(成果品の提出)

1. 今後の協議資料や完成シミュレーション等に活用するために 3 次元点群データを取得し、ビューワーを成果品として納品するものとする。

2. 3次元点群データの形式はLAS形式とすること。
3. 本業務に使用する測量機器および成果品(3次元点群データ)については、規程(測量業務共通仕様書に準拠する測量規程)に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出すること。規定に定められていない機器を用いる場合は、国土地理院の準則に沿って精度確認を行ったものとし、審査書を提出すること。

#### 第129条(再委託)

1. 受注者は業務の主たる部分を再委託することはできない。主たる部分とは次のものとする。
  - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 第1項に定める部分を除くLiDAR SLAM機器を用いた現地測量(機器操作に限る)を含む、業務の再委託にあたっては、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

## 設 計 業 務 等 編

#### 第1107条(管理技術者)

管理技術者は、下記に定めるいずれかの要件かつ本特記仕様書の第109条を満たすものとする。

1. 技術士(総合技術監理部門:建設-道路)
2. 技術士(建設部門:道路)
3. RCCM(道路部門)

#### 第1108条(照査技術者および照査の実施)

照査技術者は、下記に定めるいずれかの要件を満たすものとする。

1. 技術士(総合技術監理部門:建設-道路)
2. 技術士(建設部門:道路)
3. RCCM(道路部門)

#### 第1111条(打合せ等)

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。

#### 第1113条(資料の貸与及び返却)

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後は速やかに発注者に返却するものとする。

また、複製した資料は業務終了後、速やかに廃棄処分を行うものとする。

#### 第1117条(成果物の提出)

成果品については、金文字バインダー製本1部(電子媒体とじ込み)、電子データを電子媒体(CD-R)で正副2部、図面(縮小版、A3折製本)2部を提出する。

電子納品は大阪府電子納品要領(案)【業務委託編】令和8年4月1日によること。

#### 第1206条(設計業務の内容)

本業務は、交野駅北交差点において、東側から交差点部に向かう片側1車線道路で右折車両が後続車両の進行を妨げている状況を、交差点の改良によって改善することを目的として実施するものです。

交差点の詳細設計にあたっては、『道路構造令』、『道路設計便覧』、および『交通安全施設等設置基準』等、

別途監督職員が指示する関連設計基準・要領を適用するものとする。

詳細設計とは、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

#### 第 6204 条 交差点部交通量調査

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とし、必要な作業を行うこととする。

### 第 3 条 その他特記事項

1. 現地測量・調査中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
3. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

－ 以 上 －